

平成目安箱への回答 No.2 (野焼きの是非について)

担当主管課：環境課環境・エネルギー係 電話 72-4438

要望等内容	回答
<p>自宅の周りに畑が多いのですが、日中の畑からの野焼きの臭いがとても気になります。</p> <p>家の中に臭いが籠るので窓を開けることもできず、洗濯物を干したまま出掛けてしまうと洗濯物に煙の臭いが付きとても不快に感じてしまいます。</p> <p>野焼きについては町には特に規制等はないのでしょうか？</p> <p>野焼きをされるのであれば、せめて人の動きが少ない早朝に限定する等の対策をお願いしたいです。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>野焼き行為に関しましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の法令により、原則として禁止されておりますが、今回いただいた御意見のような、もみ殻や稲わら、草の焼却など自己の農業や林業を営むための、やむを得ない野焼き行為は例外として認められております。</p> <p>しかし、例外行為であっても、焼却する量、風向きや時間帯など近隣住宅地への影響も配慮していただく必要があります。</p> <p>町としても良好な生活環境を維持するため、「大磯町美しいまちづくり条例」を制定し「何人も、日常生活において、地域の良好な生活環境を阻害し、不快感を与える騒音、振動又は悪臭による公害を生ずることのないよう自ら配慮し、生活環境の保全に努めなければならない。」と定めており、野焼き行為の通報や相談が寄せられた場合には、担当職員が現地を確認し、行為者に直接指導を行っております。また、農地を所管している大磯町農業委員会事務局が町ホームページにより農地での野焼きについての注意喚起を行っておりますが、なかなか有効な解決策を見出せないのが現状です。</p> <p>住民の方が不快と感じられる行為等につきましては、関係部署と連携し、行為者に対して適正な指導や助言等に努めてまいります。今後も、マナー向上のための注意喚起、周知・啓発活動を継続的に実施してまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>このたびは、御意見をいただきありがとうございました。</p>

目安箱受付日：H31. 4. 15

掲示日：H31. 4. 26